

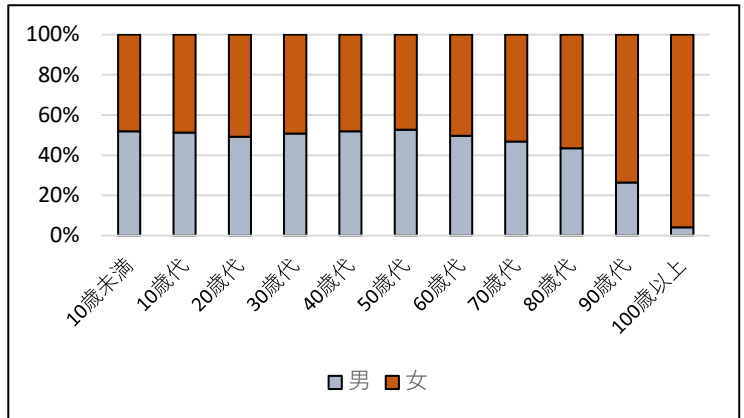
# 吉川市若者支援の在り方検討会議 ー参考データー

資料4

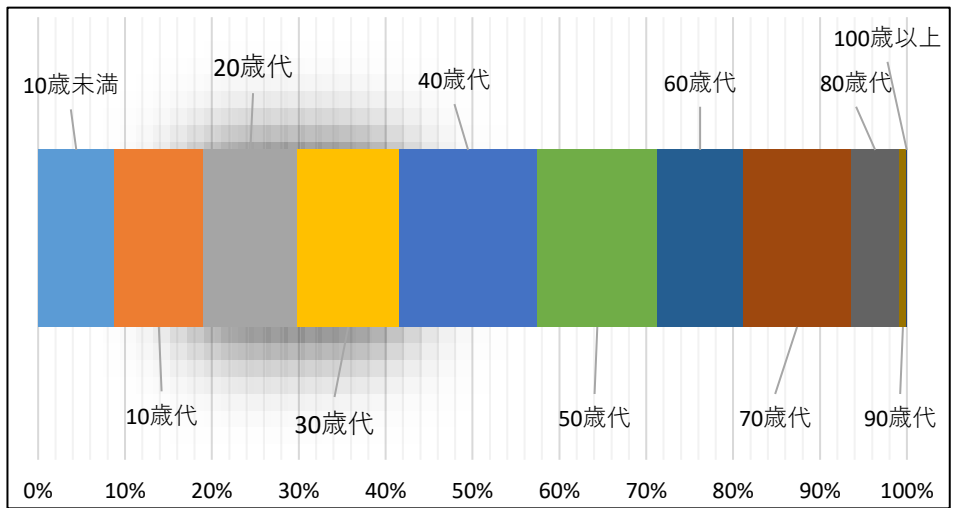
## 1 吉川市の住民基本台帳人口 (R4.4.1現在)

年代	男	女	合計	合計/全体
10歳未満	3,332	3,083	6,415	8.8%
10歳代	3,823	3,647	7,470	10.2%
20歳代	3,889	4,024	7,913	10.8%
30歳代	4,331	4,207	8,538	11.7%
40歳代	6,035	5,595	11,630	15.9%
50歳代	5,312	4,780	10,092	13.8%
60歳代	3,570	3,625	7,195	9.9%
70歳代	4,258	4,848	9,106	12.5%
80歳代	1,757	2,280	4,037	5.5%
90歳代	165	458	623	0.9%
100歳以上	1	23	24	0.0%
合計	36,473	36,570	73,043	100.0%

【年代別・男女別】



【全体に占める各年代の割合】



## 2 吉川市市民意識調査 (R3.6~7調査実施: 18歳以上・1,500人対象)

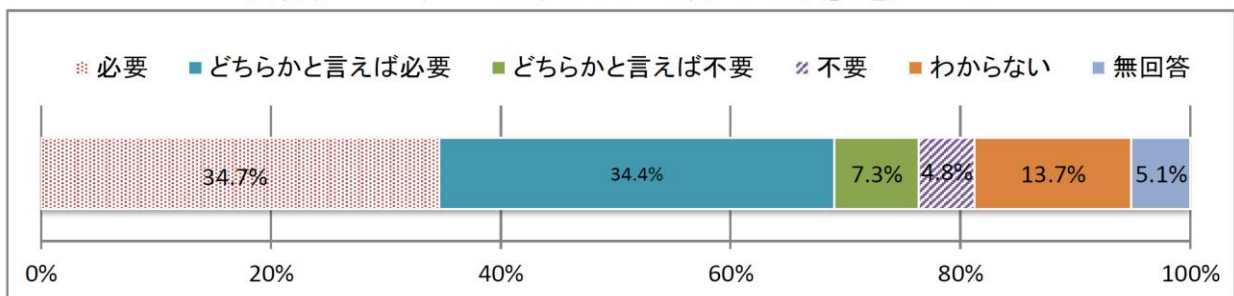
### 特集⑤ 吉川市の若者について (問17 吉川市の若者についてお尋ねします)

#### 問17 吉川市の若者についておたずねします

(1) 若者(※)の就業やひきこもりなどが社会問題となっていますが、若者に対する公的な支援や対策が必要だと思いますか。

※若者とは、概ね18~39歳とします。家庭の若者に限らず、市内で生活する若者を想定して回答。

～ 回答者の69.1%が「必要・どちらかと言えば必要」と感じている ～



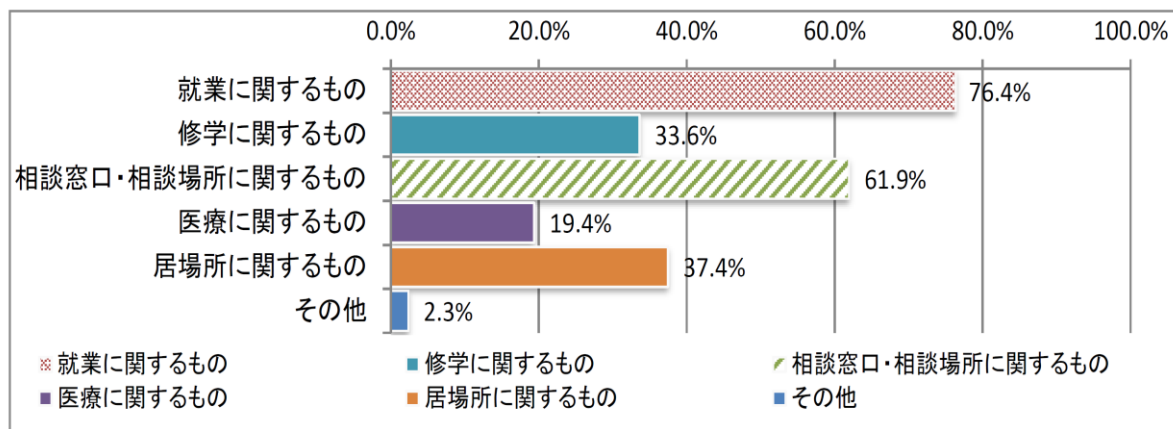
(1つ選択)

区分	R3調査	
	回答数	割合
必要	236	34.7%
どちらかと言えば必要	234	34.4%
どちらかと言えば不要	50	7.3%
不要	33	4.8%
わからない	93	13.7%
無回答	35	5.1%
計	681	100.0%

(2) どのような視点の公的な支援や対策が必要であると考えますか。

【(1)で必要、どちらかと言えば必要と回答した方対象】

～ 回答者の76.4%が「就業に関するもの」が必要と回答している ～



(複数回答)

区分	回答数	割合
就業に関するもの	359	76.4%
修学に関するもの	158	33.6%
相談窓口・相談場所に関するもの	291	61.9%
医療に関するもの	91	19.4%
居場所に関するもの	176	37.4%
その他	11	2.3%

n= 470

※構成比については、対象者数で除して算出

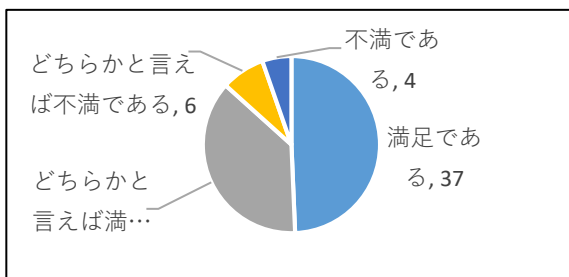
「その他」(2.3%)の内容は、次のとおりである。

内容	回答者の属性
禁止区域でスケボーするので道徳教育	60歳代 美南
『ひきこもり』と一言で表現できるものではない。ADHD、発達障害等でひきこもりになる人もいる。こういう人のためにすべて必要。適材適所であれば能力は人の2倍。生かすことができる	50歳代 中央
心理ケアのエキスパート。いじめを無くす。心のマドを開く。両親兄弟に教育を。マニュアルチャート友人をサポートに選ぶ。教育現場の人は謝る、一緒に遊ぶ、話す、食べる	60歳代 東部
何気なく参加できるコミュニティ	20歳代 南部
家庭への教育支援？対応支援？	30歳代 美南
専門員による状況の把握	40歳代 中央北部
社会とのかかわりをもてるサークルなどがあると良いのでは	60歳代 中央南部
ボランティア活動ができる場の提供など	40歳代 中央南部
家族のケア	50歳代 中央西部
引きこもりの人や気の弱い人が働ける施設を作って、偏見とかがない場所があれば…	30歳代 南部
コミュニケーションの場	40歳代 美南

### 3 吉川市に住む若者生活(概ね16～18歳)アンケートの結果

アンケート名	吉川市に住む若者生活意識(概ね16歳～18歳)アンケート		
アンケート期間	2021年12月6日(月)～2021年12月24日(金)		
回答数	75人／算定児童以外の高中生児童数1,135人(世帯数1,041世帯)(12/3郵送で案内) 回答率:6.6%		
目的等	令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金の案内に併せて、吉川市に住む若者(概ね16歳～18歳)の方に、直接、生活意識を尋ね、その方々も含め、広く若者の福祉の増進を図る仕事を進めていくための基礎資料とするもの		

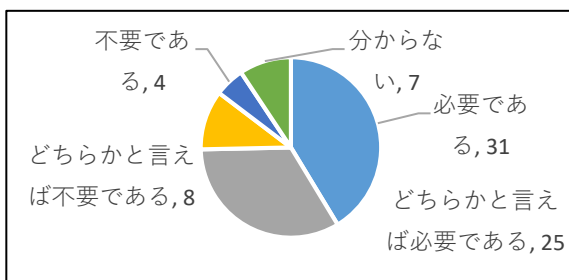
質問1	ご自身の現在の生活状況・環境についての満足度をお聞かせください。			
回答	満足	どちらかと言えば満足	どちらかと言えば不満	不満
回答数	37	28	6	4



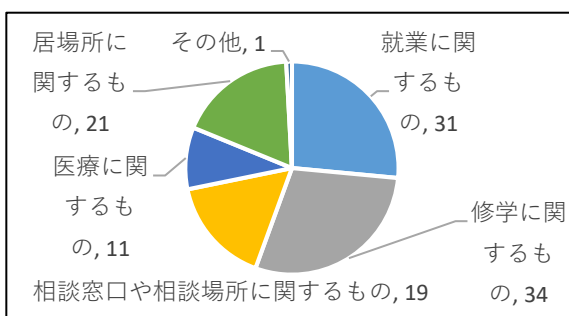
生活が、苦しい。  
収入と支出のバランス。  
公共交通機関の便が悪い。  
近くに高校以上の学校がない。  
金銭的に満足した生活が出来ていないから。  
教育費がかかり過ぎる。  
バスが少ない。

店やバスがない為生活が不便。  
家計が限界。  
ひとり親家庭の家賃値下げ対策して欲しい。光熱費など。  
お金がなく、やりたいことが出来ない。

質問2	若者に対する行政の公的な支援や対策の必要性についてお伺いします。				
回答	必要	どちらかと言えば必要	どちらかと言えば不要	不要	分からない
回答数	31	25	8	4	7



質問3	どのような視点での行政の公的な支援や対策が必要だと思いますか。(複数回答可)					
回答	就業	修学	相談窓口や相談場所	医療	居場所	その他
回答数	31	34	19	11	21	1



金銭的な援助

4 吉川市における教育相談等の実績

(1) 教育相談(少年センター)

① 面談による相談者の内訳

	R1			R2			R3		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
小学生	1	0	1	19	10	29	2	1	3
中学生	1	3	4	38	91	129	24	58	82
小学生保護者	0	8	8	19	11	30	4	42	46
中学生保護者	0	6	6	45	94	139	18	105	123
教職員	0	0	0	0	1	1	50	5	55
その他	1	0	1	2	2	4	2	17	19
合計	3	17	20	123	209	332	100	228	328

② 上記①の面談のうち、中学生の内訳

	R1				R2				R3			
	実数	男子	女子	合計	実数	男子	女子	合計	実数	男子	女子	合計
いじめ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
不登校	4	1	3	4	32	38	91	129	30	24	58	82
友人関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
性格・行動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
学業等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	4	1	3	4	32	38	91	129	30	24	58	82

③ 電話による相談者の内訳

	R1			R2			R3		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計	男子	女子	合計
小学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中学生	1	1	2	0	1	1	1	3	4
小学生保護者	2	1	3	7	4	11	0	10	10
中学生保護者	3	2	5	5	6	11	2	16	18
教職員	0	0	0	0	2	2	26	3	29
その他	0	0	0	1	0	1	1	6	7
不明	0	0	0	1	1	2	0	0	0
合計	6	4	10	14	14	28	30	38	68

(2) 生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業(地域福祉課)

就労その他の自立に関する問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。

自立相談支援事業の実績	H30	R1	R2
相談実人数	91	85	233
相談支援(プラン作成)件数	56	59	382
相談延べ件数	96	85	657
相談事項別類型件数	112	85	657
① 就労支援	19	20	61
② 住居確保	8	2	242
③ 金銭管理	4	6	8
④ 生活福祉資金の貸付	2	1	152
⑤ その他生活に関すること	46	27	194
⑥ 制度説明のみ	33	29	⑤に統合

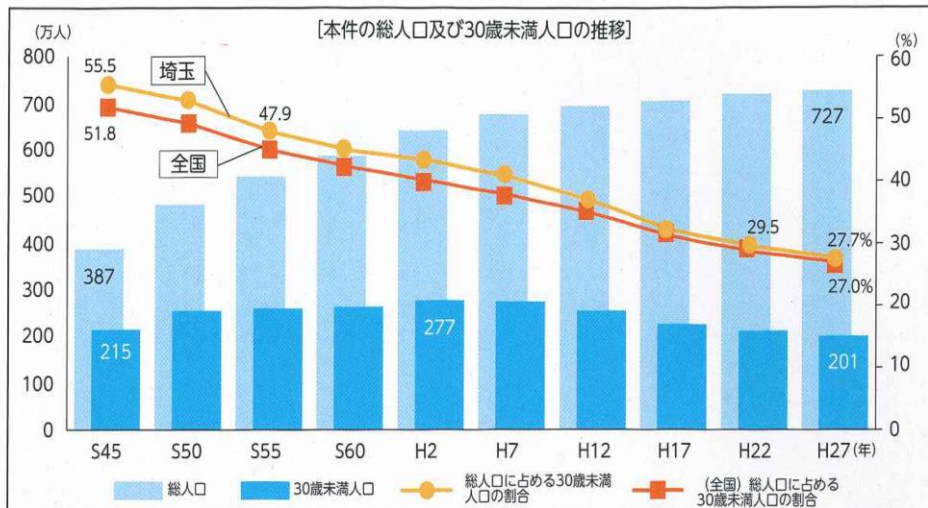
※R2・3年度においては、コロナ対策で住居確保給付金及び生活福祉資金貸付の事務が増大



# データから見る埼玉県の青少年を取り巻く現状

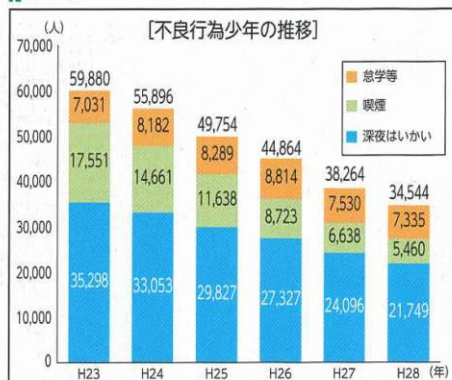
## 30歳未満人口の減少

埼玉県の30歳未満人口は、平成2年の277万人をピークに減少し、平成27年には201万人となっています。総人口に占める30歳未満人口の割合は、昭和50年代に50%を割って、平成27年には27.7%にまで低下しています。



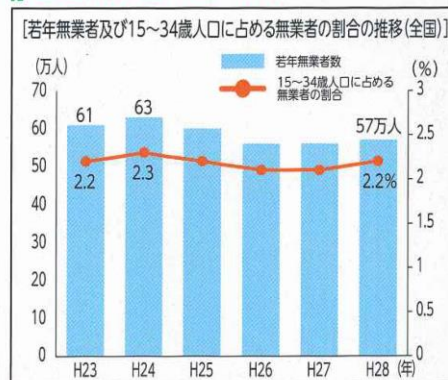
出典：総務省「国勢調査」

## 非行



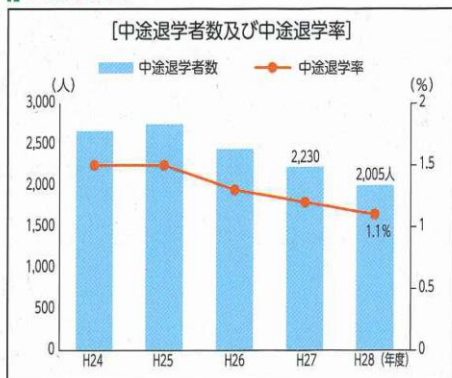
出典：埼玉県警察本部調べ

## 若者無業者 (ニート)



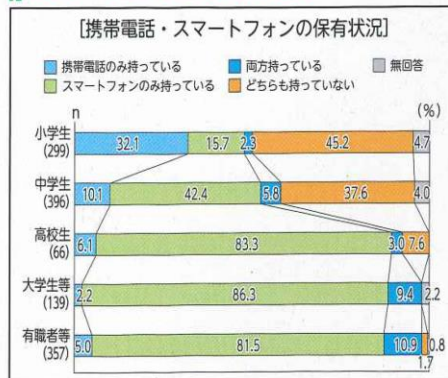
出典：総務省「労働力調査」

## 高校中退



出典：文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査」

## スマートフォン等の利用



出典：平成28年度埼玉青少年の意識と行動調査

6 社会背景等

背景	<p>子ども・若者育成支援推進法(H22.4.1施行)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・若者をめぐる環境が悪化</li> <li>・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況</li> </ul> <p>※ニート、ひきこもり、不登校、発達障がい、高校中途退学等の若者の抱える問題の深刻化</p>
----	--



経緯	<p>「子ども・若者育成支援推進法」(H22.4.1施行)</p> <p>「子ども・若者育成支援推進大綱」(H22,H27,R3策定)</p> <p>※従前からの教育、福祉、保健、医療、矯正、厚生保護、雇用等の分野縦割りの取組に「子ども・若者の育成」という横串が入り、分野を超えた連携・協働が進むなど、一定の成果</p>
その後	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東日本大震災(H23.3.11)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の流行</li> <li>・情報化、国際化、少子高齢化が急激に進行・多くの若者は不安を高め、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況は更に深刻さを増す状況</li> </ul>

関係法令等	<p>児童福祉法(S22)</p> <p>子ども・子育て支援法(H24)</p> <p>少年法(S23)</p> <p>埼玉県青少年健全育成条例(S58)</p> <p>子ども・若者育成支援推進法(H21)</p> <p>子どもの貧困対策の推進に関する法律(H25)</p>	<p>「児童」</p> <p>「子ども」</p> <p>「少年」</p> <p>「青少年」</p> <p>定義なし</p> <p>定義なし</p>	<p>満18歳に満たない者</p> <p>18歳に達する日以後3/31</p> <p>20歳に満たない者</p> <p>18歳未満の者</p> <p>—</p> <p>—</p>
-------	---	---	---